

## 奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 理事長は、光熱費等の価格上昇の影響を受けた県内宿泊事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「宿泊施設」とは、次のア又はイのいずれかの施設をいう。

- ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル業を営む施設及び同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む施設
- イ 住宅宿泊事業法第3条第1項に該当する施設

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内に宿泊施設を有する事業者で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 令和4年11月30日（以下「交付基準日」という。）時点で許可を受け又は届出していること。
- (2) 支援金の交付を受けた後も県内で宿泊事業を継続する意思があると認められること。
- (3) 法人税、県税、消費税及び地方消費税の滞納がない又は猶予されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、一事業者あたり、宿泊施設の室数に応じ、別表に掲げる額とする。ただし、支援金の交付は一事業者につき1回までとし、次の各号に掲げる宿泊施設は対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設
- (2) 国、県、又は市町村が所有、運営又は管理する施設

### (事務局の設置)

第5条 理事長は、支援金の申請受付、審査、支援金交付等を行うため、奈良県宿泊施設

光熱費等高騰対策支援金事務局を設置し、事務を行わせる。事務局は、奈良市大宮町〇〇に置くものとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて、奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金事務局に申請しなければならない。

- (1) 第2条アに掲げる営業許可証又はイに掲げる事業に係る届出番号その他これらに準ずるものとして理事長が認める書類のいずれかの写し
- (2) 宿泊施設数を確認できる資料の写し
- (3) 預金通帳の写し等、支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和5年2月22日までにを行うものとする。

(交付決定等)

第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により交付すべき支援金の額を通知し、支援金を申請者に交付するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により支援金を交付しないことを決定したときは、奈良県宿泊施設光熱費等高騰対策支援金交付申請却下通知書（第3号様式）により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。
- 4 理事長は、第1項の審査に当たり、交付申請に係る交付対象車両その他の確認のため、交付申請者に対し、必要な報告を求めることができるものとする。
- 5 支援金は、口座振込により交付する。

(交付決定の取り消し等)

第8条 理事長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の要件のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (2) 第6条の交付申請書兼請求書又は同条各号の添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他理事長が不適切と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、適当な期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び検査)

第9条 理事長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定により支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の執行後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

旅館・ホテル・簡易宿所の室数	支援金の額
1～5室	70,000円
6～29室	250,000円
30～49室	500,000円
50室～	1,000,000円

住宅宿泊事業法第3条第1項に該当する施設	支援金の額
室数によらず	70,000円